

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素は労働行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。

また、平成29年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における全国の熱中症の発生状況（1月13日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は805人（三重県内における発生は8人）、うち死亡者数は28人（三重県内における発生は2人）となっています。

業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例が認められます。

このため、厚生労働省では、別添『令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱』に基づき熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしています。

本キャンペーンでは、特に、「①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること」、「②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと」、「③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること」に重点を置き推進することとしています。

つきましては、貴会におかれましても、本キャンペーンの趣旨をご理解の上、傘下会員、事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場の熱中症予防対策が適切に行われますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトが引き続き運営される予定ですので申し添えます。